

公認心理師受験資格取得要件表に関する問い合わせについて

よくある質問と回答をまとめましたのでご参照願います。

番号	質問内容	回答
1	法文学部ホームページに掲載されている公認心理師受験資格取得要件表では、平成 27～29 年度入学生を対象としているが、自分は平成 26 年度入学のため、対象ではないのか、	要件表を修正しました。平成 26 年度入学生も対象に入ります。
2	大学が発行する成績証明書等では、臨床援助論の名称となっているが、授業内容は心理的アセスメント（心理査定学）であった授業がある。どちらの科目として認められるのか。	平成 26 年度入学生が 4 年生の時に履修した「心理査定学」（科目履修証明書には「臨床援助論（心理的アセスメント）」は、公認心理師対応科目としては、「心理的アセスメント」を履修したものと認められます。
3	学習心理学の単位と、学習心理学（教育・学校心理学）の単位を取得したが、どちらの単位が認められるのか。	括弧がついていない学習心理学の単位は、Ⅱとして、括弧書きで（教育・学校心理学）とついている学習心理学の単位は、Ⅳの科目として認められます。
4	授業内容は障害児心理学であったが、証明書では、臨床心理学（障害者（児）心理学）と表記されている。他に臨床心理学の単位も取得しているが、どの科目として認められるのか。	括弧がついていない臨床心理学の単位はⅠとして、括弧書きで（障害者（児）心理学）とついている単位はⅡの科目として認められます。
5	発達臨床心理学の単位を取得したが、証明書には発達心理学（健康・医療心理学）と表記されている。この科目は発達心理学なのか、健康・医療心理学なのか。	括弧がついていない発達心理学の単位はⅡとして、括弧書きで（健康・医療心理学）とついている単位はⅣの科目として認められます。